亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書

1. 目的

令和7年1月11日に市制施行20周年を迎えるに当たり、自然・歴史・産業が調和したまちで市民が心身ともに健やかに暮らしている、また、新図書館を核としたJR亀山駅前の再生、リニア中央新幹線・市内停車駅の誘致など将来の都市成長につながる動きが見られる、本市の今の姿を記録し伝えるために、市勢要覧を作成するものである。

2. 方針

- (1) 将来都市像「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」の実現に向けた取り組み、 また、亀山市が持つ様々な魅力を広く効果的にアピールするとともに、市民のまちへの愛着・ 誇りの醸成につながるものにする。
- (2) 市民へのインタビュー、取材等を通じ、市民の声や顔を効果的に紹介するとともに、共感性があるものにする。
- (3) デザインやレイアウトを効果的に行い、読者が見やすく、目を引くようなものにする。また、ユニバーサルデザインや色覚バリアフリーに配慮する。
- (4) 項目ごとに英語で概略説明を付し、外国籍の方にも読んでいただけるよう対応を図る。

3. 成果品の規格、仕様

(1)印刷物

①サイズ: A4版、右綴じ

②ページ数: 50 ページ(表紙・裏表紙…4ページ、本編…40ページ、資料編…6ページ)

③印刷・紙質: 表紙・裏表紙…フルカラー印刷、マットコート紙 135kg 相当品以上(PP 加工)

本編…フルカラー印刷、マットコート紙 90kg 相当品以上

資料編…2色刷り、再生上質紙厚口相当品以上

④製本: 無線綴じ

(2) 電子データ

①ホームページ掲載用 PDF データ (読み上げ機能に対応かつ低解像度のもの)

②ホームページ掲載用電子書籍データ(表紙・裏表紙及び本編の読み上げ音声を録音したもの)

4. 委託内容

委託者と打ち合わせ・工程確認を行いながら、次の作業を進めるものとする。

(1)企画構成、デザイン等のレイアウト 編集担当者が来庁し、随時打ち合わせを行うこと。

(2) 文書、イラスト、マップ等の作成

文書、イラスト、マップ等の作成の際は、委託者の要望に対応すること。 フリーデータ等既存データの使用は可とするが、イラストデータ等の使用にあたって生 じた著作権等に関する損害賠償など全ての責任は受託者が負うこと。

(3) 写真等素材の調達、取材

撮影対象(場所、催し等)は100件(無人航空機[ドローン等]空撮を含む)程度の予定。 必要に応じ委託者から写真を提供するが、掲載写真の選択及び管理は受託者が行う。

(4)翻訳

翻訳箇所・内容を市と協議し、専門用語等を考慮の上、翻訳すること。また、受託者側で、専門家による校正を受けること。

(5)校正

紙面校正は3回以上、うち色校正は1回以上行う(校正及び色校正は同時可)。

(6) 製版、印刷、製本、電子書籍の作成等

納品後であっても、受注者に起因するミスがあった場合は、速やかに受託者の負担で印刷製本をやり直すこと。

(7) そのほか市勢要覧を作成するために必要な一切の業務

5. 履行期間

契約締結の日から 令和6年12月25日(水) まで

6. 成果品

- (1) 印刷物 1,500部
- (2)電子データ 各一式
- (3) 印刷用データ(イラストレーターデータ) 一式
- (4) 写真・イラストデータ 一式

(当該業務で収集した写真等は、掲載しないものについても、委託者が今後必要に応じて使用できるよう整理して引き渡すこと)

7. 納入方法

- (1) 印刷物は、50 部毎に簡易梱包して、委託者が指定する場所に納入すること。
- (2) 電子データは、CD-ROM 等に収納し、それぞれ正副2組を納入すること。
- (3) 写真・イラストデータは、CD-ROM 等に収納し、1組を納入すること。

8. 権利等の帰属

完成した市勢要覧の原版及びデータ等の所有権並びに成果品の著作権等その他一切の権利は、 委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、 技術に関する権利等(以下「権利留保分」という。)は、受託者に留保するものとし、この場合、 委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

本業務の成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく第三者に 公表、貸与及び使用してはならない。

9. その他

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる旅費、消耗品費、その他一切の費用は、受託者が負担するものとする。
- (2) 本業務は、亀山市契約規則に基づき、契約を履行する。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4)業務の遂行にあたっては、節電、アイドリングストップなど省資源や省エネルギーに努めるなど、環境負荷の軽減に配慮すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定めた内容の解釈に疑義が生じた場合は、委託 者及び受託者が協議の上、双方誠意をもって対応するものとする。